

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
9月18日  
(火曜日)

## 目次

告示  
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課)……………一  
公告  
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………一  
国営農地再編整備事業(豊北地区寺畑換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………二  
萩都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)……………二  
長門都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)……………三  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五  
選管告示  
直接請求に必要な有権者の数……………五  
参議院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨……………六

### 山口県告示第四百七十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成十九年九月十八日

山口県知事 二井 関成

区	域	区	分
浜崎区域			主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業
島戸区域			法第百四条第二号に掲げる漁業
一見区域			総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
安岡区域			法第百四条第二号に掲げる漁業

### (四六四) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成十九年九月十八日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
	下関市内日土地改良区	理事	野村 喜治	下関市大字内日下二〇八六
		理事	宮村 博	大字植田一〇五〇の一
			栗林相一郎	大字内日上一二七二七
			鎌田 三郎	大字内日下一〇一三
			藤田 忠清	大字植田六三一
			岩本 治文	大字内日上一八七四
			木村 秀洋	九五一
		監事	福永 秀男	大字内日下一七二一
			村岡 達一	二三三五
			大田 浩史	大字内日上一二五二の二
二 退任した役員				
	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所

下関市内土地改良区	理 事	弘岡 成章	下関市大字内日上二九八
"	"	秋本 静雄	" 一七二五
"	"	森永 義豊	" 二八二八
"	"	山村 重登	大字内日下七九三
"	"	宮村 博	大字植田一〇五〇の二
"	"	福永 安雄	大字内日下一五六二
"	監 事	野村 喜治	" 二〇八六
"	"	内田 吉文	大字内日上二〇四一の五
"	"	鎌田 三郎	大字内日下一〇一三
"	"	藤田 忠清	大字植田六三一

(四六五) 国営農地再編整備事業(豊北地区寺畑換地区) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区寺畑換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年九月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区寺畑換地区) 換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年九月十九日から同年十月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四六六) 萩都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、萩都市計画道路を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る萩都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十九年九月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称  
萩都市計画道路一・四・一萩三隅道路
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
萩市三見、大字山田及び大字椿
- 三 変更の内容  
区域及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
平成十九年九月十八日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び萩市建設部都市計画課

- 一 都市計画の種類及び名称  
萩都市計画道路三・三・一玉江新川線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
萩市大字山田、大字平安古町、大字江向、大字御許町、大字土原及び大字椿東
- 三 変更の内容  
構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
平成十九年九月十八日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び萩市建設部都市計画課

- 一 都市計画の種類及び名称  
萩都市計画道路三・三・二大屋土原線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
萩市大字椿、大字川島及び大字土原
- 三 変更の内容  
区域及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
平成十九年九月十八日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び萩市建設部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称  
萩都市計画道路三・五・十椿新川線

二 都市計画を変更する土地の区域

萩市大字椿、大字橋本町、大字御許町、大字唐樋町、大字東田町、大字吉田町、大字古萩町、大字土原及び大字椿東

三 変更の内容

構造の変更

四 都市計画の縦覧期間

平成十九年九月十八日から二週間

五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び萩市建設部都市計画課

(四六七) 長門都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、長門都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る長門都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十九年九月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

長門都市計画道路一・四・一萩三隅道路

二 都市計画を変更する土地の区域

長門市三隅中

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の縦覧期間

平成十九年九月十八日から二週間

五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

一 都市計画の種類及び名称

長門都市計画道路三・四・一白方下郷線

二 都市計画を変更する土地の区域

長門市仙崎及び東深川

三 変更の内容

構造の変更

四 都市計画の縦覧期間

平成十九年九月十八日から二週間

五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

一 都市計画の種類及び名称

長門都市計画道路三・四・二東海岸通り線

二 都市計画を変更する土地の区域

長門市仙崎

三 変更の内容

構造の変更

四 都市計画の縦覧期間

平成十九年九月十八日から二週間

五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

一 都市計画の種類及び名称

長門都市計画道路三・四・三長門市駅通線

二 都市計画を変更する土地の区域

長門市東深川

三 変更の内容

構造の変更

四 都市計画の縦覧期間

平成十九年九月十八日から二週間

五 都市計画の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

一	都市計画の種類及び名称 長門都市計画道路三・五・六瀬戸下郷線
二	都市計画を変更する土地の区域 長門市仙崎及び東深川
三	変更の内容 構造の変更
四	都市計画の縦覧期間 平成十九年九月十八日から二週間
五	都市計画の案の縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課
一	都市計画の種類及び名称 長門都市計画道路三・五・七港上市線
二	都市計画を変更する土地の区域 長門市東深川
三	変更の内容 構造の変更
四	都市計画の案の縦覧期間 平成十九年九月十八日から二週間
五	都市計画の案の縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課
一	都市計画の種類及び名称 長門都市計画道路三・五・八小浜市線
二	都市計画を変更する土地の区域 長門市仙崎、三隅下及び三隅中
三	変更の内容 構造の変更
四	都市計画の案の縦覧期間 平成十九年九月十八日から二週間
五	都市計画の案の縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

一	都市計画の種類及び名称 長門都市計画道路三・五・九棧橋田屋線
二	都市計画を変更する土地の区域 長門市仙崎及び東深川
三	変更の内容 構造の変更
四	都市計画の案の縦覧期間 平成十九年九月十八日から二週間
五	都市計画の案の縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課
一	都市計画の種類及び名称 長門都市計画道路三・五・十一豊原野波瀬線
二	都市計画を変更する土地の区域 長門市三隅下及び三隅中
三	変更の内容 構造の変更
四	都市計画の案の縦覧期間 平成十九年九月十八日から二週間
五	都市計画の案の縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課
一	都市計画の種類及び名称 長門都市計画道路三・四・十二長門三隅線
二	都市計画を変更する土地の区域 長門市東深川、仙崎、三隅下及び三隅中
三	変更の内容 構造の変更
四	都市計画の案の縦覧期間 平成十九年九月十八日から二週間
五	都市計画の案の縦覧場所 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

- 一 都市計画の種類及び名称  
長門市計画道路三・四・十三長門市駅南中央線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
長門市東深川
- 三 変更の内容  
構造の変更
- 四 都市計画の縦覧期間  
平成十九年九月十八日から二週間
- 五 都市計画の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び長門市建設部都市建設課

(四六八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年九月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市大字西豊井字殿ヶ浴
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
周南市鐘楼町三番一号  
三和土地建物株式会社
- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
山陽小野田市大字東高泊字洲賀
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山陽小野田市日の出一丁目九番一二号  
有限会社小野田不動産商事



山口県選挙管理委員会告示第八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成十九年九月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、五二六
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二七一、〇四五
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二七一、〇四五
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 二九、五二六 熊毛郡選挙区 二七、九三六 下関市選挙区 七、九三六 宇部市選挙区 四、七九三 山口市阿武郡選挙区 一、〇七九 防府市選挙区 三、二七九 萩市選挙区 一、二八二 下松市選挙区 一、二八二 岩国市選挙区 一、二八二 光市選挙区 一、二八二 柳井市選挙区 一、二八二 美祢市選挙区 一、二八二 周南市選挙区 一、二八二 山陽小野田市選挙区 一、二八二
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二七一、〇四五
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の	地方自治法第八十六条第一項	二七一、〇四五

委員の解職の請求

県の教育委員会の委員の解職の請求

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八條第一項

**山口県選挙管理委員会告示第八十四号**

平成十九年七月二十九日執行の参議院山口県選出議員選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成十九年九月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行参議院山口県選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

39,749,400円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	戸倉多香子	所属党派	民主党	期 間 平成19年6月17日から 同年8月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	西嶋千恵				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
民主党		5,000,000	集合会場費		0
民主党山口県総支部連合会		1,568,548	通信費		0
早川 隆郷	無 職	50,000	交通費		22,160
			印刷費		2,560,178
			広告費		1,644,141
			文具費		99,862
			食糧費		227,403
その他の寄附 0件		0	宿泊費		1,500,000
その他の収入		1,000,000	雑費		161,321
今回計		7,618,548	今回計		8,102,613
前回計		—	前回計		—
総計		7,618,548	総計		8,102,613

報告書受理年月日	平成19年8月13日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	林 芳 正	所属党派	自由民主党	期 間 平成19年2月19日から 同年8月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	神足敬史				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
自由民主党山口県参議院選挙区第二支部		20,000,000	集合会場費		942,254
自由民主党山口県支部連合会		5,000,000	通信費		97,693
林よしまさ後援会		5,000,000	交通費		48,000
			印刷費		2,953,508
			広告費		1,006,803
			文具費		180,289
			食糧費		41,333
その他の寄附 0件		0	宿泊費		0
その他の収入		0	雑費		712,433
今回計		30,000,000	今回計		17,446,587
前回計		—	前回計		—
総計		30,000,000	総計		17,446,587

報告書受理年月日	平成19年8月15日	第1回報告分
----------	------------	--------

平成十九年九月十八日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

候補者氏名	吉田 貞好	所属党派	日本共産党	期 間 平成19年7月5日から 同月29日まで 第1回分
出納責任者氏名	佐藤 文明			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	円
日本共産党山口県委員会		1,538,072	家 屋 費	714,000
有田 敏夫	政党職員	119,000	選挙事務所費	187,000
梅田千賀子	事務員	42,000	集会会場費	0
鴨崎 康子	政党職員	56,000	通 信 費	88,000
下司 寛	政党職員	119,000	交 通 費	0
野村 英昭	政党職員	119,000	印 刷 費	686,310
藤津 章智	無 職	119,000	広 告 費	103,935
藤本 博一	政党職員	119,000	文 具 費	9,001
その他の寄附 1件		21,000	食 糧 費	86,762
その他の収入		0	休 泊 費	368,732
今 回 計		2,252,072	雑 費	8,332
前 回 計		-	今 回 計	2,252,072
総 計		2,252,072	前 回 計	-
			総 計	2,252,072

報告書受理年月日	平成19年8月15日	第1回報告分
----------	------------	--------